

平成 30 年度 介護保険料

■問合せ 健康福祉課介護保険グループ (☎ 74-3001)



介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支えることを目的に、平成 12 年度から創設された制度です。介護保険料は、40 歳以上の人が納めている保険料と公費を財源としています。

40 歳～ 64 歳までの人は、加入している医療保険の算定方法により介護保険料が決まります。医療保険の保険料に介護保険料分を合わせて納めています。

65 歳以上の人は、洞爺湖町にかかる介護サービス費用総額見込みに基づき一人当たりの介護保険料を算出し、3 年ごとに介護保険料の見直しを行っています。これまでの介護給付実績や、介護保険施設の整備状況、高齢化の進行に伴う要介護認定者数を踏まえ、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間の 65 歳以上の人の介護保険料は、平成 27 年度から平成 29 年度までの介護保険料を据え置くことに決定しました。

65 歳以上の皆さんへ

7月上旬ごろに「平成 30 年度 介護保険料のお知らせ」を送付します

介護保険料は住民税（前年中の所得）などを基に算定します。6 月上旬ごろに住民税（前年中の所得）などが確定し、7 月上旬ごろに平成 30 年度の住民税（平成 29 年中の所得）などを基に再度算定し直した保険料を改めてお知らせします。

第 7 期（平成 30 年度～ 32 年度）の所得段階別の保険料

基準額 4,500 円／月額

段階	対象者		月額保険料	年額保険料
第 1 段階	生活保護を受給している人		2,025 円	24,300 円
	世帯全員が住民税非課税で、	老齢福祉年金を受けている人		
		前年の合計所得金額 + 課税年金収入が 80 万円以下の人		
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が、	80 万円超 120 万円以下の人	2,834 円	34,000 円
第 3 段階		120 万円超の人	3,375 円	40,500 円
第 4 段階	世帯の誰かが住民税が課税されており、本人は非課税で前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80 万円以下の人	3,734 円	44,800 円
第 5 段階		80 万円超の人	4,500 円	54,000 円
第 6 段階		120 万円未満の人	5,625 円	67,500 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120 万円以上 200 万円未満の人	5,850 円	70,200 円
第 8 段階		200 万円以上 300 万円未満の人	6,884 円	82,600 円
第 9 段階		300 万円以上の人	7,650 円	91,800 円

※第 1 段階の月額保険料は本来月額 2,250 円ですが、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。

65 歳以上の人の

介護保険料の納め方

介護保険料は年金受給額によって特別徴収と普通徴収の2種類に分けられます。そのため、納め方を個人で選ぶことはできません。

特別徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額 **18 万円以上** の人



年金から差し引かれます

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

年金の定期支払の際に、受給額から保険料があらかじめ引かれます。

前年度	本年度（平成 30 年度）					
	仮徴収 前年度 2 月と同額の保険料を納めます。			→ 額が変更 する 場合が あります。	本徴収 確定した年間保険料から仮徴収額を引いた額	
2 月 (6 期)	4 月 (1 期)	6 月 (2 期)	8 月 (3 期)		10 月 (4 期)	12 月 (5 期) 2 月 (6 期)

▶ 年金が年額 18 万円以上でも、一時的に納付書で納める場合

- ・年度途中で 65 歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まった場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



普通徴収

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金

年額 **18 万円未満** の人



納付書などで納めましょう

納付書に記載された期日までに、納付書または口座振替で、指定の金融機関などを通じて納めていただきます。

介護保険料を納めないでいると…

介護保険料を滞納すると、介護保険法により滞納処分や給付制限措置（サービス提供の制限）が決められています。

1 年以上滞納すると

（保険給付の償還払い）

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の 9 割が払い戻される「償還払い」になります。



1 年 6 か月以上滞納すると

（保険給付の一時差し止め）

1 年以上滞納した場合と同様に、いったん全額自己負担になります。滞納している介護保険料が納付されるまで、申請しても保険給付（費用の 9 割）が支払われない（差し止め）ことになります。



2 年以上滞納すると

介護保険料は納期限から 2 年以上過ぎると、時効となり保険料を納めることができません。時効になった保険料の未納期間に応じて利用者負担が 1 割から 3 割になり、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。